

札幌市一時預かり事業（一般型幼稚園タイプ）補助金交付要綱

（目的）

第1条 この要綱は、札幌市一時預かり事業（一般型幼稚園タイプ）実施要綱（平成27年3月31日子ども未来局長決裁。以下「実施要綱」という。）に基づき、実施要綱第1条に定める一時預かり事業（一般型幼稚園タイプ）（以下「事業」という。）に要する経費に対し、予算の範囲内においてその経費の一部を補助することに関し、札幌市補助金等交付規則（令和8年規則第24号。以下「規則」という。）に規定するもののほか、必要な事項を定めるものとする。

（補助対象者）

第2条 補助対象者は、実施要綱第2条の規定に基づく実施施設の設置者とする。

（補助対象経費）

第3条 この補助金の対象経費は、事業を運営する経費のうち、別表1に掲げる経費とする。

（補助金交付額の算定方法）

第4条 補助金の額は、別表2及び別表3に定める施設ごとの基準額と、前条に規定する対象経費の実支出額から寄附金その他の収入額を控除した額を比較して、いずれか少ない額とする。

2 前項に規定する額に千円未満の端数があるときは、これを切り捨てるものとする。

3 第1項の規定にかかわらず、実施施設が事業の実施にあたり実施要綱第11条第2項に定める標準利用料を超える高額な利用料を保護者から徴する場合は、当該事業について、この要綱に定める補助金の交付対象から除外する。

（補助金の交付申請）

第5条 補助対象者は、この要綱に基づく補助金の交付を受けようとするときは、補助金交付申請書に関係書類を添えて、当該年度における事業開始後3か月以内（年度当初から実施する場合は7月末日まで）に市長に提出するものとする。

（補助金の交付決定）

第6条 市長は、前条に定める補助金交付申請書の提出を受けたときは、その内容を審査し、補助することが適当であると認めるときは、補助金の交付を決定し、補助金交付決定通知書により、補助対象者に対し通知するものとする。

（補助金の概算払）

第7条 市長は、前条の規定により補助金の交付を決定したときは、補助対象者の申出に基づき、5月（年度途中から実施する場合は、事業開始月）の利用状況から別表2、別表3により算出した1か月当たりの基準額に事業実施月数を乗じた額と、別表1に掲げる対象経費の実支出額から寄附金その他の収入額を控除した額を比較して、いずれか少ない額を概算交付することができる。

(事業計画の変更)

第8条 補助対象者は、補助金の交付申請をした後に事業計画を著しく変更しようとするときは、関係書類を提出し、市長の承認を得なければならない。

2 前条の規定は、前項の規定により変更した場合について準用する。

(実績報告書の提出)

第9条 補助金の概算交付を受けた補助対象者は、補助対象事業終了後又は事業廃止後1か月以内に、事業実績報告書に収支決算書を添えて市長に提出するものとする。

(補助金の確定)

第10条 市長は、前条に定める事業実績報告書の提出を受けた時は、事業内容を審査し、適正に実施されていると認めたときは補助金を確定し、補助対象者に対し補助金確定通知書により通知するものとする。

(補助金の精算)

第11条 市長は、前条に定める補助金の確定額が、既に交付した補助金額を超えるときは、確定額に不足する額を交付し、満たないときは、期限を定めてその満たない額を返還させるものとする。

(補助の取消し)

第12条 市長は、申請者が規則第17条第1項のいずれかに該当する場合は、補助金交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

2 前項の規定は、第10条に定める補助金額の確定があった後においても適用があるものとする。

3 市長は、第1項の規定による取消しを行ったときは、理由を付してその旨を当該補助対象者に通知するものとする。

(補助金の返還)

第13条 市長は、補助金の交付決定を取り消した場合において、補助対象事業の当該取消に係る部分に関し、すでに補助金が交付されているときは、期限を定めて、その返還を補助対象者に対し命じるものとする。

(加算金及び延滞金)

第14条 補助対象者は第12条第1項の規定による処分に関し、補助金の返還を命ぜられたときは、その命令に係る補助金の受領の日から納付の日までの日数に応じ、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号）第19条第1項の規定に準じた年利で計算した加算金の納付を併せて命ずるものとする。

2 補助対象者は、補助金の返還が命ぜられ、これを納期日までに納付しなかったときは、納期日の翌日から納付の日までの日数に応じ、同条第2項の規定に準じた年利で計算した延滞金を本市に納付しなければならない。

3 市長は、前二項の場合において、やむを得ない事情があると認めるときは、加算金又は延滞金の全部又は一部を免除することができる。

(他の補助金等の一時停止等)

第15条 市長は、補助対象者が補助金の返還を命ぜられ、当該補助金、加算金又は延滞金の全又は一部を納付しない場合において、その者に対して、同種の事務又は事業について交付すべき補助金等があるときは、相当の限度においてその交付を一時停止し、又は当該補助金等と未納付額とを相殺することができる。

(立入調査等)

第16条 市長は、補助金に係る予算の執行の適正を期するため、必要があるときは、地方自治法（昭和22年法律第67号）第221条第2項の規定に基づき、補助対象者に対して報告をさせ、又は当該職員にその事務所、事業場等に立ち入り、帳簿書類その他の物件を調査させ、もしくは関係者に質問させることができるものとする。

2 前項の職員は、その身分を示す証票を携帯し、関係者の要求があるときは、これを提示しなければならない。

(様式)

第17条 この要綱に定める事業の実施に必要な様式については、支援制度担当部長が別に定める。

(委任)

第18条 この要綱の実施に関し、その他必要な事項は支援制度担当部長が定める。

附 則

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成29年2月17日から施行し、平成28年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、平成29年7月7日から施行し、平成29年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、平成31年3月22日から施行し、平成30年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

附 則

改正後の別表2の規定については、平成31年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、令和3年2月19日から施行し、令和2年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、令和3年3月31日から施行し、令和3年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、令和4年6月10日から施行し、令和4年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、令和 6 年 4 月 2 日から施行し、令和 6 年 4 月 1 日から適用する。

附 則

この要綱は、令和 7 年 6 月 2 日から施行し、令和 7 年 4 月 1 日から適用する。

附 則

この要綱は、令和 8 年 6 月 8 日から施行し、令和 8 年 4 月 1 日から適用する。

別表 1

人件費	
役員報酬	役員に支払う報酬、諸手当
職員俸給	常勤職員に支払う俸給
職員諸手当	常勤職員に支払う諸手当
非常勤職員給与	非常勤職員に支払う給与
法定福利費	法令に基づいて負担する社会保険料、雇用保険料等の費用
事務費	
福利厚生費	職員の健康診断その他福利厚生のための費用
旅費交通費	業務に係る職員の出張旅費及び交通費
研修費	職員に対する教育訓練に直接要した費用
消耗品費	事務に必要な用紙、文房具等の消耗品の消費額
器具什器費	事務に必要なものの消費額
印刷製本費	事務に必要な書類、諸用紙、関係資料などの印刷代及び製本代
水道光熱費	電気、ガス、水道等の使用料
燃料費	灯油及び重油等の燃料
修繕費	建物、器具、備品等の修繕等の費用
通信運搬費	電話料及び郵便代、その他通信・運搬に要する費用
広報費	パンフレット作成費等の諸費用
業務委託費	洗濯、清掃、夜間警備及び給食（給食材料費を除く）など施設の業務の一部を他に委託するための費用
手数料	役務提供にかかる費用のうち、業務委託費以外のもの
損害保険料	建物、器具等に係る損害保険契約に基づく保険料
賃借料	事務に必要な器具及び備品、家賃等の賃料
租税公課	税金及び国・地方公共団体などから課せられる賦課金
事業費	
給食費	食材及び食品の費用
保健衛生費	医薬品等の購入費及び健康診断料、施設内の消毒等に要する費用
被服費	乳幼児の衣類、寝具等を購入するための費用
日用品費	乳幼児に現物で提供する身のまわり品などの日用品の費用
保育材料費	保育に必要な文具材料、絵本等の費用及び運動会等の行事を実施するための費用

備考

- 1 一時預かり事業（一般型幼稚園タイプ）にかかる費用を算出すること。
- 2 算入できる人件費は以下のとおりとする。

職員の類型		職員が通常勤務する日※ 1		休日	
		教育課程時間	教育課程時間外		
		4 時間程度まで	合計 8 時間まで	合計 8 時間超	合計 8 時間超
一時預かり事業の専任職員		○	○	○	○
一時預かり事業と幼稚園等の教員等との兼務職員	幼稚園等における学級担任等の常勤職員※ 2	× ※ 3 ※ 5	× ※ 3	○ ※ 4	○ ※ 4
	幼稚園等における非常勤講師等※ 2	× ※ 5	○ ※ 6	○	○

※ 1 長期休業期間における職員が通常勤務する日を含む

※ 2 一時預かり事業と幼稚園等とが一体的に運営されており、一時預かり事業の必要職員数が 1 人の場合、当該幼稚園等からの支援職員については、職員の勤務形態等を問わず、幼稚園等の教員等が兼務できる。

※ 3 必要となる人件費が、幼稚園等の施設型給付の公定価格で措置されているため、一時預かり事業の職員配置数に算入不可。

※ 4 超過勤務・休日勤務を行う場合の人件費は、公定価格で措置されていないため、一時預かり事業の配置職員数に算入可。

※ 5 長期休業期間においては、幼稚園等の業務と必ずしも重複しないため、配置職員数に算入可。

※ 6 教育課程時間の勤務内容・時間との区分が契約職務命令等により明確となるように留意することが必要。

3 退職金及び退職共済掛け金は、人件費に含めないものであること。

4 保育事業経費は、固定資産の購入に該当するものは含めないこと。

別表 2

年間延べ利用児童数	基準額
300人以上900人未満	3,492,000円
900人以上1,500人未満	3,740,000円
1,500人以上2,100人未満	5,402,000円
2,100人以上2,700人未満	7,064,000円
2,700人以上3,300人未満	8,726,000円
3,300人以上3,900人未満	10,388,000円

3,900人以上4,500人未満	12,050,000円
4,500人以上5,100人未満	13,712,000円
5,100人以上5,700人未満	15,374,000円
5,700人以上6,300人未満	17,036,000円
6,300人以上6,900人未満	18,698,000円
6,900人以上7,500人未満	20,360,000円
7,500人以上8,100人未満	22,022,000円
8,100人以上8,700人未満	23,684,000円
8,700人以上9,300人未満	25,346,000円
9,300人以上9,900人未満	27,008,000円
9,900人以上10,500人未満	28,670,000円
10,500人以上11,100人未満	30,332,000円
11,100人以上11,700人未満	31,994,000円
11,700人以上12,300人未満	33,656,000円
12,300人以上12,900人未満	35,318,000円
12,900人以上13,500人未満	36,980,000円
13,500人以上14,100人未満	38,642,000円
14,100人以上14,700人未満	40,304,000円
14,700人以上15,300人未満	41,966,000円
15,300人以上15,900人未満	43,628,000円
15,900人以上16,500人未満	45,290,000円
16,500人以上17,100人未満	46,952,000円
17,100人以上17,700人未満	48,614,000円
17,700人以上18,300人未満	50,276,000円
18,300人以上18,900人未満	51,938,000円
18,900人以上19,500人未満	53,600,000円
19,500人以上20,100人未満	55,262,000円

※20,100人以上の場合は別途協議

備考

- 1 年間延べ利用児童数が300人未満の場合の基準額は、札幌市一時預かり事業（幼稚園型）における休日単価及び長時間加算単価に、年間延べ利用児童数を乗じて得た額とする。
- 2 年間延べ利用児童数に適用する児童数に別表3に示す特別支援児童加算の対象となる児童数は含まない。

別表3 特別支援児童加算

項目	単価	基準額
特別な支援を要する児童1人あたり日額	3,900円	単価に年間の延べ利用児童数を乗じて得た額

備考

- 1 特別な支援を要する児童とは、職員配置基準に基づく職員配置以上に加配が必要な障がい児や、多胎育児家庭の育児疲れ等による心理的・身体的負担の軽減を図るために受け入れる多胎児をいう。
- 2 障がい児を受け入れる施設において、次の要件をいずれも満たす施設に加算を適用する。
 - (1) 加算の申請に対し、保護者の同意を得ていること。
 - (2) 教育上特別な支援を要し、下記の書類の写しを提出可能な児童であること。
 - ア 身体障害者手帳
 - イ 療育手帳
 - ウ 特別児童扶養手当障害認定通知書
 - エ 通所受給者証又は通所給付費支給決定通知書
 - オ 判定書
 - (3) 当該児童が事業を利用した場合に、実施要綱第6条で定める職員配置基準に基づく職員配置以上に保育従事者を配置すること。
- 3 多胎児を受け入れる施設において、次の要件をいずれも満たす施設に加算を適用する。
 - (1) 実施要綱第7条で定める設備基準を遵守していること。
 - (2) 実施要綱第5条で定める定員を超えて受け入れていること。
 - (3) 当該児童が事業を利用した場合に、実施要綱第6条で定める職員配置基準に基づく職員配置以上に保育従事者を配置すること。